

お知らせ掲示板

※市内は、市外局番 0287 を省略した表記にしています。

くらし

あなたの熱意とアイデアを まちづくりに生かそう

市では、市民提案型協働のまちづくり支援事業として、自治会やコミュニティ、NPO法人、ボランティアなどの市民活動団体が、企画・提案し実施する公益性の高いまちづくり活動に対し、活動費の一部を補助しています。「社会的、地域的な課題の解決につながる事業(自由テーマ)」と「地方創生に資するまちづくり事業」を募集しますので、皆さんの熱意とアイデアに満ちた提案をお待ちしています。

▼募集事業

- ①社会的、地域的な課題の解決につながる事業(自由テーマ)
 - ②地方創生に資するまちづくり事業
『「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標(子どもたちの健やかな成長、地域産業の活性化、人々の活発な交流、災害対応力の強化)に基づき、7つの分野「雇用・結婚・子育て・教育・暮らし・交流・広報」を推し進める内容の事業』
- ▼対象 市内での活動実績が1年以上あり、規約などを定めている団体
- ▼事業期間 平成31年4月～32年2月
- ▼補助金額

- ①対象経費の10分の8以内の額とし、80万円を限度
- 同一事業への補助金の交付は3回を限度(2回目は10分の6、3回目は10分の4以内)
- ②対象経費の10分の9以内の額とし、90万円を限度
- 同一事業への補助金の交付は3回を限度(2回目は10分の7、3回目は10分の5以内)

- ▼申込期間 12月10日(月)～1月15日(火)
- ▼審査方法 書類審査、プレゼンテーション審査
- ▼説明会を開催します
- ▼とき 12月8日(土) 午後1時30分～
- ▼ところ 西那須野公民館
- ※申し込み不要。

- ▼問い合わせ
- 市市民協働推進課 ☎(62)7151

市場で野菜などを仕入れて みませんか

現在、黒磯那須公設地方卸売市場では、市場で野菜などを仕入れる小売業などの人(買受人)を募集しています。お店を営業していて市場から仕入れた人は、気軽に問い合わせてください。※買受人の登録には、申請が必要です。

▼申し込み・問い合わせ

○市商工観光課 ☎(62)7154

設備更新を考えている中小 企業者の皆さんへ

市では、中小企業者の労働力不足を解消するため、「導入促進基本計画」を策定し、国の認定を受けました。これにより、中小企業者において「先端設備等導入計画」を策定し、市の認定を受けた上で一定の要件を満たすと、導入した償却資産の固定資産税が、3年間ゼロとなります。詳しくは問い合わせください。

▼申し込み・問い合わせ

○市商工観光課 ☎(62)7154

大規模小売店舗の 変更届出書が見られます

大規模小売店舗立地法に基づき、次の店舗の変更届出書が市商工観光課で見られます。内容に意見がある場合は、意見書を提出できます。

▼対象施設

イオンタウン那須塩原

▼閲覧期限 1月21日(月)

※午前8時30分～午後5時15分。

※土・日、祝日は除く。

▼閲覧場所・問い合わせ

○市商工観光課 ☎(62)7130

「中小企業・小規模企業の振興に関する条例」

に対する皆さんの意見を募集します



市では、「中小企業・小規模企業の振興に関する条例」の制定を検討しています。これまでの検討結果に対する皆さんの意見を募集します。

- ▶募集期間 11月20日(火)～12月19日(水)
- ▶閲覧場所 市商工観光課
市産業観光建設課
市産業観光建設課
- ▶問い合わせ 市商工観光課
☎0287(62)7154 FAX0287(62)7223
✉k-shoukoukankou@city.nasushiobara.lg.jp
☎325-8501 那須塩原市共墾社108-2

【意見を提出できる人】 市民、市内勤務・通学者、市内に事務所・事業所を持つ個人や法人、本件に利害関係を有する個人・法人・その他の団体

【提出方法】 意見書の様式(閲覧場所が市ホームページから取得)に氏名、住所、意見を記入し、問い合わせ先に持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法で提出
※氏名と住所の記入が必要で、電話での受け付けはできません。
※個人情報(目的以外には使用せず、公表しません。また、提出された書面の返却はできません。
※詳細は市ホームページを参照してください。募集期間の初日に更新予定です。

【意見の公表】 提出された意見の内容や市の考え方を取りまとめ、窓口や市ホームページで公表します。
なお、本件に直接関係がない意見には市の考え方は示しません

避難行動要支援者の個別計画

を作成するため訪問を行っています

- ▶問い合わせ 市社会福祉課 ☎0287(62)7135



市では、災害が起きたときに、自力での避難が難しい高齢者や体の不自由な人が、地域の助け合いによりスムーズな避難支援を受けられるような仕組みづくりに取り組んでいます。

＜避難行動要支援者支援制度＞

地域の避難支援者に、避難の支援が必要な人の住所・氏名などの情報(名簿)をあらかじめ市から提供することで、災害時の安否確認や避難誘導を行いやすくする制度です。

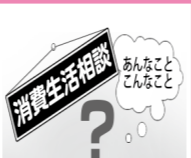
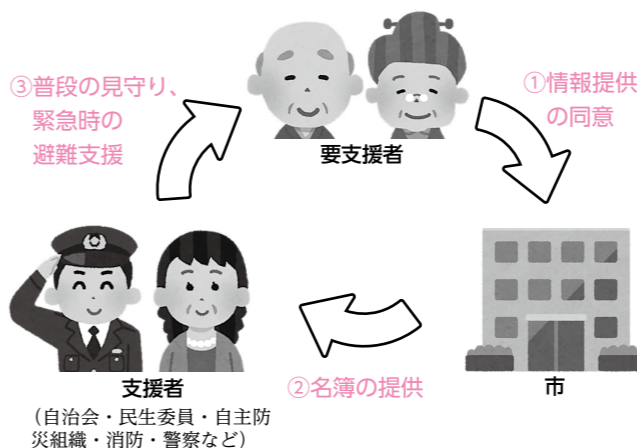
＜地域の避難支援者が訪問しています＞

避難行動要支援者支援制度では、名簿の他に、「個別計画」と呼ばれる要支援者一人一人の具体的な避難計画も作成しています。

避難行動要支援者で個人情報の提供に同意した人には、「個別計画」の作成のため、地域の避難支援者が訪問しています。地域の支援者の訪問があった場合は、個別計画の作成に協力してください。

▶対象 次のいずれかに当てはまる人

- ①75歳以上の高齢者のみの世帯
- ②身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを持っている人
- ③要介護3以上の人
- ④そのほか、名簿に登載されている人



今月のテーマ
あまい儲け話にご注意!

【事例】

「高収入を得る方法を教える」との広告を見て連絡したら、高額な契約を結ぶよう勧誘された。

【アドバイス】

- インターネットなどで取引される情報商材のトラブルが急増しています。
- 情報商材とは、「副業や投資などで高収入を得るためのノウハウ」と称し販売される情報です。電子媒体で取引され、パソコンやスマートフォンでダウンロードや閲覧ができるほか、アプリで配信される場合もあります。
- 情報商材は契約前に中身を確認できません。怪しいと思ったら連絡してはいけません。
- 高額な契約を勧誘されたり、話が違ふと思ったら、きっぱりと契約を断りましょう。

消費生活センター
(いきいきふれあいセンター内)
開設時間 ☎(63)79000
平日午前8時30分～午後5時